【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【中間会計期間】	第103期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長　　小早川　智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理室　財務業務グループマネージャー　　稲葉 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理室　財務業務グループマネージャー　　稲葉 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第102期 中間連結会計期間	第103期 中間連結会計期間	第102期
会計期間		2025年４月１日から 2025年９月30日まで	2026年４月１日から 2026年９月30日まで	2025年４月１日から 2026年３月31日まで
売上高	百万円	3,150,274	3,271,310	6,328,574
経常利益	〃	282,183	90,629	417,326
親会社株主に帰属する 中間純利益又は 親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失(△)	〃	△712,397	52,724	△454,263
中間包括利益又は包括利益	〃	△766,236	60,365	△371,338
純資産額	〃	3,020,507	3,477,507	3,418,351
総資産額	〃	14,743,879	15,567,486	15,575,602
１株当たり中間純利益又は１株 当たり中間(当期)純損失(△)	円	△444.67	32.90	△283.51
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	〃	―	10.68	―
自己資本比率	%	20.3	22.2	21.8
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	164,632	△86,304	560,333
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△410,515	△427,680	△663,604
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△59,547	193,721	110,429
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	〃	621,277	616,756	936,676

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
２．第102期中間連結会計期間及び第102期の潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間(当期)純損失であるため記載していない。

２ 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、子会社62社及び関連会社69社(2026年９月30日現在)で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。

主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

［ホールディングス］

2025年11月をもって、ＫＫ６安全対策共同事業㈱は解散し、2026年４月に清算結了となった。

(主要な関係会社)

東電不動産㈱、東京パワーテクノロジー㈱、東電設計㈱、㈱テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東双ファシリティ＆サービス㈱、東京電力タイムレスキャピタル第二号投資事業有限責任組合、東京電力タイムレスキャピタル共同投資第一号投資事業有限責任組合、ＴＦ内幸町特定目的会社、リサイクル燃料貯蔵㈱、㈱当間高原リゾート、東双みらいテクノロジー㈱、東京レコードマネジメント㈱、東双みらい製造㈱、飯舘バイオパートナーズ㈱、 ㈱e-Mobility Power、嬬恋蓄電所合同会社、ソーラー・ルーフトップ・シーイー・ナイン社、イーエスアール・テプコ・リニューアブルズ社、㈱日立システムズパワーサービス、エナジー・アジア・ ホールディングス社、日本原燃㈱、日本原子力発電㈱、㈱東京エネシス、イーエスアール・テプコ・シンガポール １・ホールド社、イーエスアール・テプコ・シンガポール・アセット・アルファ社

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更は次のとおりである 。

以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第２ 事業の状況 ３ 事業等のリスク」の項目番号に対応している。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

② 電気の安定供給

	影響度	特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	大規模自然災害、設備事故、テロ・暴動等の妨害行為、燃料調達支障、感染症の発生等により、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	計画段階における供給力不足（予備率不足）への対応については、国及び電力広域的運営推進機関が主体となり、需給両面からの対策が検討されている。 現在、供給側の対策として追加供給力調達の仕組みが議論されているが、その整理が完了する前に供給力不足が生じた場合には、一般送配電事業者を実施主体とするｋW公募の実施を国から要請される可能性がある。そのような状況においても、安定供給の維持に向け、グループ一体となって適切に対応していく。 日々の運用においては、週次で短期的な需給見通しの確認を行い、広域予備率に基づき適切なタイミングで追加の供給力電源の稼働指示やデマンドレスポンス等の発動指示並びに情報発信を行っていく。 また、供給力余剰時には優先給電ルールの制御順序に則り一般送配電事業者が対応し、必要に応じて自然変動電源の出力制御を実施する。 自然災害の激甚化・広域化については、電力レジリエンスの強化を軸に据え、内閣府中央防災会議等の被害想定をベースとした設備の補強を促進している。設備事故の未然防止の観点からは、計画的かつ効率的に経年設備の更新を進めることで安定供給の維持に取り組んでいる。 テロ・暴動等の妨害行為へは、関係機関との平時からの緊密な連携により備えている。 被害軽減の観点からは、複数の送電系統を連系する設備の多重化により、設備の故障時に停電範囲や停電時間を極小化する取り組みを進めるとともに、被災設備の早期復旧に向けては、デジタル技術の積極的活用や、分散型電源として蓄電池・電動車両等も活用した電力供給手段の多様化、復旧資機材の確保や当社グループ一体での災害対応体制の整備、各種ハザードを想定した社内訓練や海上・陸上自衛隊、海上保安庁、さらには国・自治体・一般送配電事業者等の関係者との連携・協働の強化等を図っている。 燃料調達については、中東の軍事的緊張等に伴う世界的なＬＮＧ需要拡大による燃料調達リスクに対しても、株式会社ＪＥＲＡにおいて、米国ＬＮＧ最大550万トンの新規調達等のＬＮＧポートフォリオの強靭化を図るとともに、JERA Global Markets社を通じた燃料トレーディング等によるＬＮＧ調達の最適化により、可能な限り安定的かつ柔軟な燃料調達に努めていくとともに、当社としてモニタリングに努めていく。 感染症対策については、基本的な感染対策の徹底やテレワーク・時差出勤の活用により社員の健康と安全を確保するとともに、感染症拡大に伴うエネルギー産業の構造変化、社会の動向を踏まえたビジネスモデルへの変化についても注視しながら必要な対応を適切に実施していく。			

⑩　情報管理・セキュリティ

	影響度	大-特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	サイバー事案や作業ミス、社内ルール違反等に伴い、当社グループが保有するお客さま情報や業務上の重要な情報が流出し、又は電力供給やお客さまサービスに支障が生じた場合には、当社グループの社会的信頼が失墜し、事業運営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	フロンティアＡＩをはじめとする技術の発展に伴い高度化・巧妙化するセキュリティ脅威に関しては、社外事案に基づくリスク評価、防御対策、常時監視、対応・復旧訓練の適時見直しと実施によりサイバーセキュリティ強化に努めている。 重要な情報の管理に関しては、社内規程の整備や情報流出等によって生じるお客さまや社会への影響について社員へ教育・啓発を行うとともに、社内システムの適正なアクセス制御や外部記憶媒体への情報書き出し制限等のシステム上の対策も実施している。			

⑫　物価・金利の変動

	影響度	大-特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	当社グループは、国内電気事業に必要な発電・送変電・配電設備等の多数の設備を保有し、これらの設備の建設・更新工事等を計画的に進めていくために多額の投資資金が必要であり、近年は減価償却費を上回る設備投資額となっている。 なお、これらの必要資金に充当するため自己資金のほか金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しており、当社グループの有利子負債残高は、2026年９月末時点で６兆8,097億円(総資産の44%に相当)となっている。 このため、物価・金利の変動については、設備投資・支払利息等の変動に繋がることから、今後の動向により、当社グループの業績及び財政状態に影響を受ける可能性がある。			
対応策	設備投資については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な投資精査・経営合理化を図り、収益性・資本効率性の最大化を目指していく。 また、支払利息に関しては、固定金利の社債発行で資金調達を実施する等、金利変動リスクの低減に努めている。			

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 財政状態

当中間連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べ81億円減少し、15兆5,674億円となった。これは、流動資産が減少したことなどによるものである。

当中間連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ672億円減少し、12兆899億円となった。これは、未払金及び未払費用が減少したことなどによるものである。

当中間連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ591億円増加し、３兆4,775億円となった。これは、親会社株主に帰属する中間純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は22.2%と前連結会計年度末に比べ0.4ポイント上昇した。

② 経営成績

当中間連結会計期間の経常利益は、燃料・卸電力市場価格の高騰等に伴う電気調達費用が増加したことなどにより、前年同期比67.9%減の906億円となった。

また、特別損失に原子力損害賠償費273億円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する中間純損益は527億円の利益（前年同期は7,123億円の損失）となった。

当中間連結会計期間における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

［ホールディングス］

売上高は、前年同期比27.0%増の4,256億円となり、経常利益は、基幹事業会社からの受取配当金の増加などにより、前年同期比109.4%増の2,980億円となった。

［フュエル＆パワー］

売上高は、前年同期比25.6%減の13億円となり、経常利益は、株式会社ＪＥＲＡにおける国内火力・ガス事業利益や燃料事業利益が増加したことなどにより、前年同期比82.7%増の1,328億円となった。

［パワーグリッド］

売上高は、前年同期比10.8%増の１兆2,726億円となり、経常損失は、需給調整に係る費用が増加したことなどにより、245億円（前年同期は939億円の利益）となった。

［エナジーパートナー］

売上高は、前年同期比2.8%減の２兆4,630億円となり、経常損失は、販売電力量の減少や調達単価が増加したことなどにより、708億円（前年同期は1,078億円の利益）となった。

［リニューアブルパワー］

売上高は、前年同期比37.0%増の1,556億円となり、経常利益は、卸電力販売が増加したことなどにより、前年同期比34.6%増の583億円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における期末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,199億円（34.2%）減少し、6,167億円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の支出は、863億円（前年同期は1,646億円の収入）となった。これは、売上債権の増減額が増加したことなどによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の支出は、前年同期比4.2%増の4,276億円となった。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の収入は、1,937億円（前年同期は595億円の支出）となった。これは、短期借入れによる収入が増加したことなどによるものである。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はない。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、新たに発生した課題はない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した課題のうち、見直しを行った項目は次のとおりである。

以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)経営環境及び対処すべき課題等」の項目番号に対応している。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

福島第一原子力発電所の廃炉事業が燃料デブリの本格的な取り出し等、最難関の局面に入ること、ＧＸ・ＤＸの進展やエネルギー安全保障への要請の高まりに伴い国内の電力需要の増加が見込まれること、小売事業の競争激化や物価高騰等に伴う投資・費用増により厳しい財務状況が続いていること等、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化している。

このような事業環境変化への対応が、当社グループにとっての重点課題であり、福島責任の貫徹に向け、五次総特のもと、福島事業・経済事業双方の改革に取り組んでいく。

福島事業では、被害者の方々に寄り添った迅速かつきめ細やかな賠償や、福島相双復興官民合同チームへの協力を通じた事業・生業や生活の再建・自立、農林水産業再生や風評払拭等に向けた取り組み等、福島復興に継続して取り組んでいく。福島第一原子力発電所の廃炉事業においては、今後より困難かつ複雑になる中でも安全かつ着実に廃炉作業を進めるため、廃炉の遂行主体の自主性・主体性を担保すべく、「福島最優先」の経営判断、廃炉事業遂行能力の向上、体制の構築の三本柱で抜本的に改革を進めていく。また、地域の皆さまとの双方向のコミュニケーション等を通じた地域との関係性の深化、廃炉事業を通じた地域の産業・経済基盤の創出への貢献等、「復興と廃炉の両立」に向けた取り組みを推進していく。

経済事業では、ＧＸ・ＤＸの進展等に伴う電力需要の増加に対し安定供給責任を全うするとともに、事業機会を捉え、「迅速かつプッシュ型の電力供給」「脱炭素電源の確保・カーボンニュートラルの実現」「安定化等の多様なニーズに応じた料金メニューの提供」の３つの社会的価値をお届けする取り組みを進めていく。この成長戦略を進めていくにあたっては、投資の最適化や早期の価値提供の観点から、資産回転型の投資や、様々な場面で既存の枠組みにとらわれない共創や協業・連携の実現に取り組んでいく。

柏崎刈羽原子力発電所については、本年４月に営業運転を開始した。電力供給のレジリエンス強化やカーボンニュートラルの実現、さらには足元の中東情勢を背景としたエネルギー安全保障等の観点から、原子力発電の重要性が一層高まるなか、福島第一原子力発電所事故の当事者として反省と教訓を活かし、安全を最優先に安定的な発電所の運営を行うとともに、地域や社会の皆さまからの信頼の醸成に向けた取り組みを継続していく。

また、第三者の知見も活用し、投資・費用計画を一から再検証した経営合理化策について確実に実行に移すとともに、中東情勢の影響による燃料・電力市場価格の高騰に伴う調達コストの増加等のリスクにも適切に対処し、足元の経営安定化を早期に実現していく。

さらには、中長期的な廃炉の推進と企業価値向上の両立に向けて、自社の強みを活かしつつ、資金・技術・能力等を補完できるアライアンスが、当社の人財の活躍機会の拡大にもつながる最も有力かつ実効的な選択肢であり、その実現に向けて具体化を進めていく。アライアンス等を通じて成長戦略に基づく取り組みの具体化や拡大を進め、事業成長と企業価値の向上につなげ、福島責任貫徹のための資金確保を長期的に確実なものとしていく。

電力供給の面では、2026年度夏季は東京都心の８月月間平均気温が至近10年で２番目に低くなるなど平年並みからやや高めの暑さで推移しており、厳気象の想定を上回るような厳しい需要は見られなかったことに加え、皆さまの省エネ・節電への継続的なご協力により、安定供給を確保することができた。

2026年度冬季は、東京エリアを含む広域ブロックにおける厳気象を想定した需要に対し、最低限必要とされる３％を超える予備率が確保されてはいるものの、電源の計画外停止や燃料調達先の地政学リスク等を踏まえると、引き続き予断を許さない状況である。当社としては、国や電力広域的運営推進機関とともに安定供給を継続するため、国際情勢等の影響も注視しながら、供給・需要の両面の対策に最大限取り組んでいく。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、10,896百万円である。

なお、当中間連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(6) 生産及び販売の実績

当社グループは、原子力発電等を行う「ホールディングス」、火力発電等を行う「フュエル＆パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「エナジーパートナー」及び再生可能エネルギー発電等を行う「リニューアブルパワー」の５つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

なお、電気事業については、夏季のピーク需要に対応する供給コストの上昇を反映した夏季料金（７月１日から９月30日まで）を設定しており、料金収入に季節的変動がある。

①　発電実績

種別		2026年度中間会計期間 (百万ｋＷｈ)	前年同期比 (%)
発電電力量	水力発電電力量	6,279	98.7
	火力発電電力量	75	93.1
	原子力発電電力量	5,724	―
	新エネルギー等発電電力量	37	82.1
発電電力量合計		12,115	186.7

(注) １．上記発電実績には、連結子会社の一部を含んでいる。

２．2019年４月１日付けで㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これにより、火力発電電力量は東京電力パワーグリッド㈱の離島における発電電力量である。

② 販売実績

(a) 総販売電力量

種別		2026年度中間会計期間 (百万ｋＷｈ)	前年同期比 (%)
	小売販売電力量	74,382	85.3
	卸販売電力量	19,795	94.2
総販売電力量		94,178	87.0

(注) 連結子会社の一部を含んでいる。

(b) 電気料収入

種別	2026年度中間会計期間 (百万円)	前年同期比 (%)
電気料収入	1,895,029	94.1

(注) 1．連結子会社の一部を含んでいる。
2．電気料収入は小売販売電力量に相当する。
3．「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として補助金（以下、「当該補助金」という。）63,816百万円を受領している。内訳は「パワーグリッド」が178百万円、「エナジーパートナー」が63,638百万円である。電気料収入には当該補助金収入を含んでいない。

(c) 託送収入

種別	2026年度中間会計期間 (百万円)	前年同期比 (%)
託送収益	811,733	101.9

(注) 東京電力パワーグリッド㈱におけるセグメント間取引消去前の託送収入である。

③　託送供給料金

東京電力パワーグリッド株式会社は、2026年９月11日、電気事業法第18条第５項に規定された「託送供給等約款」の変更に係る届出（電気事業法第17条の２第４項の規定により2026年９月４日に経済産業大臣から承認された「託送供給等に係る収入の見通し」の変更に基づく新たな料金を設定）を経済産業大臣に行い、2026年11月１日から実施した。

主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

（消費税等相当額を含む料金単価）

						単位	料金単価(円)
接続送電サービス	低圧	電灯定額接続送電サービス	電灯料金	10Wまで		１灯　１か月につき	39.99
				10W超過　20Wまで		〃	79.98
				20W　〃　40W　〃		〃	159.96
				40W　〃　60W　〃		〃	239.94
				60W　〃　100W　〃		〃	399.89
				100W　〃　100Wまでごとに		〃	399.89
			小型機器料金	50ＶＡまで		１機器　１か月につき	119.45
				50ＶＡ超過　100ＶＡまで		〃	238.89
				100ＶＡ　〃　100ＶＡまでごとに		〃	238.89
		電灯標準接続送電サービス	基本料金	実量契約		１ｋＷ　１か月につき	351.08
				ＳＢ・主開閉器契約		１ｋＶＡ　１か月につき	231.72
				ＳＢ契約；５Ａの場合		１契約　１か月につき	115.86
				ＳＢ契約；１５Ａの場合		〃	347.58
			電力量料金			１ｋＷｈにつき	6.97
		電灯時間帯別接続送電サービス	基本料金	実量契約		１ｋＷ　１か月につき	351.08
				ＳＢ・主開閉器契約		１ｋＶＡ　１か月につき	231.72
				ＳＢ契約；５Ａの場合		１契約　１か月につき	115.86
				ＳＢ契約；１５Ａの場合		〃	347.58
			電力量料金		昼間時間	１ｋＷｈにつき	7.36
					夜間時間	〃	6.64
		電灯従量接続送電サービス				〃	12.73
		動力標準接続送電サービス	基本料金	実量契約		１ｋＷ　１か月につき	877.92
				主開閉器契約		〃	553.09
			電力量料金			１ｋＷｈにつき	4.54

						単位	料金単価(円)
接続送電サービス	低圧	動力時間帯別接続送電サービス	基本料金	実量契約		1kW　1か月につき	877.92
				主開閉器契約		〃	553.09
			電力量料金		昼間時間	1kWhにつき	4.79
					夜間時間	〃	4.35
		動力従量接続送電サービス				〃	18.93
	高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金			1kW　1か月につき	762.44
			電力量料金			1kWhにつき	1.84
		高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金			1kW　1か月につき	762.44
			電力量料金		昼間時間	1kWhにつき	1.93
					夜間時間	〃	1.75
		高圧従量接続送電サービス				〃	14.33
		ピークシフト割引				1kW　1か月につき	648.08
	特別高圧	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金			〃	446.25
			電力量料金			1kWhにつき	0.91
		特別高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金			1kW　1か月につき	446.25
			電力量料金		昼間時間	1kWhにつき	0.94
					夜間時間	〃	0.89
		特別高圧従量接続送電サービス				〃	8.23
		ピークシフト割引				1kW　1か月につき	379.31
予備送電サービス	高圧	予備送電サービスA				〃	102.17
		予備送電サービスB				〃	127.33
	特別高圧	予備送電サービスA				〃	74.97
		予備送電サービスB				〃	91.04
系統連系受電サービス	基本料金					1kW　1か月につき	100.12
	基本料金（離島のお客さま）					〃	91.80
	電力量料金					1kWhにつき	0.32
系統設備効率化割引	割引A	A-1				1kW　1か月につき	35.53
		A-2（受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合）				〃	6.75
		A-2（受電電圧が標準電圧140,000V以下の場合）				〃	13.50
		A-3（受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合）				〃	3.38
		A-3（受電電圧が標準電圧140,000V以下の場合）				〃	6.75
	割引B	B-1				〃	56.27
		B-2				〃	20.92

(注) 1．上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2．ＳＢとは、電流制限器又はその他適当な電流を制限する装置。
3．時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前８時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び１月２日・３日、４月30日、５月１日・２日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4．系統設備効率化割引とは、需要地近郊や既に送配電設備が手厚く整備されている地域など、送配電設備の追加増強コストが小さい地域に接続する電源に対して、系統連系受電サービスの負担額を軽減するものである。

(7) 設備の状況

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、除却等について、当中間連結会計期間に重要な変更はない。また、当中間連結会計期間に新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりである。

(送電設備)

会社名	件名	セグメントの名称	電圧(ｋＶ)	亘長（ｋｍ）	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	東京東線新設	パワーグリッド	275	1.6（建替1.2含む）	2031年５月	2033年６月

(変電設備)

会社名	件名	セグメントの名称	電圧(ｋＶ)	増加出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	白井変電所（仮称）新設	パワーグリッド	275/66	1,200MVA	2029年１月	2033年６月

なお、前連結会計年度末における主要な設備の新設等の計画の当中間連結会計期間の完了分は、次のとおりである。

(変電設備)

会社名	件名	セグメントの名称	電圧(ｋＶ)	増加出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	新所沢変電所変圧器増容量	パワーグリッド	500/275	500MVA	2025年６月	2026年４月(４Ｂ)
東京電力パワーグリッド㈱	千葉印西変電所変圧器増設	パワーグリッド	275/66	300MVA	2025年４月	2026年５月(４Ｂ)
東京電力パワーグリッド㈱	豊岡変電所変圧器増設	パワーグリッド	275/154	450MVA	2024年11月	2026年６月

３ 【重要な契約等】

該当事項なし。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000(注)

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	1,607,017,531	東京証券取引所(プライム市場)	単元株式数は100株
A種優先株式(当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	1,600,000,000	1,600,000,000	非上場	単元株式数は100株(注１、２、３)
B種優先株式(当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	340,000,000	340,000,000	非上場	単元株式数は10株(注１、２、３)
計	3,547,017,531	3,547,017,531	―	―

(注１) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。
取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)(以下本(注１)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。
取得請求日における時価は、取得請求日の直前の５連続取引日(以下本(注１)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とする。但し、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記(注３)(1)④及び(注３)(2)④を参照。
(3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。
上記の詳細は、後記(注３)(1)④及び(注３)(2)④を参照。
(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注２) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。
(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
① (ⅰ)原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)が保有する議決権割合(潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。)を３分の２以上に増加させる場合、又は(ⅱ)下記②により２分の１未満に減少させた議決権割合を２分の１以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第１項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる(この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。)ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること(但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。)
② (ⅰ)当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は(ⅱ)当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、Ｂ種優先株式を対価とするＡ種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合(潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。)を２分の１未満に低減させること
(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
本優先株式のいずれも、該当事項はない。
(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項
① 単元株式数
Ａ種優先株式の単元株式数は100株であり、Ｂ種優先株式の単元株式数は10株である。
② 種類株主総会の決議
当社は、会社法第322条第１項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。
③ 議決権の有無及びその内容
当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びＡ種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、Ｂ種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるＡ種優先株式(Ｂ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。)と議決権のないＢ種優先株式(Ａ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。)の２種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるＡ種優先株式により、総議決権の２分の１超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるＢ種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の３分の２超の議決権を確保するためである。

(注３) 株式の内容
(1) Ａ種優先株式の内容
① 剰余金の配当
イ．Ａ種優先期末配当金
当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主(以下「Ａ種優先株主」という。)又はＡ種優先株式の登録株式質権者(以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(200円。但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ロ．に定める配当年率(以下「Ａ種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。)(以下「Ａ種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して下記ハ．に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。
ロ．Ａ種優先配当年率
Ａ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)＋0.25%
なお、Ａ種優先配当年率は、%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円ＴＩＢＯＲ)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート

(ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(ＢＢＡ)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)に代えて用いる。

ハ．Ａ種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当基準金額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「Ａ種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ．非累積条項

ある事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して支払うＡ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額がＡ種優先配当基準金額に達しないときは、そのＡ種優先株式１株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ．非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ．Ａ種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ハ．に定める経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

ハ．経過Ａ種優先配当金相当額

経過Ａ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、Ａ種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

Ａ種優先株主は、株主総会において議決権を有する。Ａ種優先株式の１単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

Ａ種優先株主は、Ａ種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式(以下本(1)において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。)、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該Ａ種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくＡ種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。以下本(1)において同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下本(1)において同じ。)を下回る場合には、(ⅰ)各Ａ種優先株主による普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の数に、(ⅱ)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。また、０を下回る場合は０とする。)のＡ種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるＡ種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するＡ種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたＡ種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(Ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(Ⅱ)(ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。)を除く。)の数及び(ⅱ)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条第１項の規定により取

得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数(小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。)をいう。

ロ．A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

ハ．当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ．取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)(以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下本(1)において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下本(1)において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の５連続取引日(以下本(1)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

ⅰ) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

ⅱ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ⅲ) 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ．において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する

普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記ⅰ)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

ⅰ) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

ii) 取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

ヘ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤　B種優先株式を対価とする取得請求権

イ．B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のB種優先株式(以下「請求対象B種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「B種優先株式対価取得請求」という。)、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ．A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

⑥　株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

ⅰ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

ⅱ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ｂ種優先株式を有する株主(以下「Ｂ種優先株主」という。)にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

ⅲ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ｂ種優先株主にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) Ｂ種優先株式の内容

①　剰余金の配当

イ．Ｂ種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株主又はＢ種優先株式の登録株式質権者(以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(2,000円。但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ロ．に定める配当年率(以下「Ｂ種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。)(以下「Ｂ種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して下記ハ．に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ．Ｂ種優先配当年率

Ｂ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)＋0.5%

なお、Ｂ種優先配当年率は、%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「Ｂ種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円ＴＩＢＯＲ)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)が公表されていない場合は、Ｂ種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(ＢＢＡ)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円ＴＩＢＯＲ(12ヶ月物)に代えて用いる。

ハ．Ｂ種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先配当基準金額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「Ｂ種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ．非累積条項

ある事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して支払うＢ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額がＢ種優先配当基準金額に達しないときは、そのＢ種優先株式１株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ．非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

②　残余財産の分配

イ．Ｂ種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ハ．に定める経過Ｂ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

ハ．経過Ｂ種優先配当金相当額

経過Ｂ種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、Ｂ種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対してＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③　議決権

Ｂ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。Ｂ種優先株式の１単元の株式数は10株とする。

④　普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

Ｂ種優先株主は、Ｂ種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式(以下本(2)において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するＢ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。)、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該Ｂ種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくＢ種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。以下本(2)において同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下本(2)において同じ。)を下回る場合には、(ⅰ)各Ｂ種優先株主による普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の数に、(ⅱ)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。また、０を下回る場合は０とする。)のＢ種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるＢ種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するＢ種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたＢ種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(Ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(Ⅱ)(ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。)を除く。)の数及び(ⅱ)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条第１項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、Ｂ種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたＢ種優先株式の数に、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数(小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。)をいう。

ロ．Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

ハ．当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ．取得価額の修正

取得価額は、Ｂ種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)(以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下本(2)において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下本(2)において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の５連続取引日(以下本(2)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とする。但し、Ｂ種優

先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(Ｂ種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にＢ種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

ⅰ) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

ⅱ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ⅲ) 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ．において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$調整後取得価額＝調整前取得価額\times\frac{(発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数)+\dfrac{新たに発行する普通株式の数\times 1株当たり払込金額}{普通株式1株当たりの時価}}{(発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数)+新たに発行する普通株式の数}$$

ⅳ）当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本ⅳ)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ⅳ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

ⅴ）行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ⅴ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記ⅰ)乃至ⅲ)のいずれかに該当する場合には、当社はＢ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

ⅰ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

ⅱ）取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ⅲ）その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

ヘ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤　Ａ種優先株式を対価とする取得請求権

イ．Ａ種優先株式対価取得請求権

Ｂ種優先株主は、Ｂ種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のＡ種優先株式(以下「請求対象Ａ種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するＢ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「Ａ種優先株式対価取得請求」という。)、当社は、当該Ａ種優先株式対価取得請求に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象Ａ種優先株式を、当該Ｂ種優先株主に対して交付する。

ロ．Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種優先株式の数

Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種優先株式の数は、Ａ種優先株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥　株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

ⅰ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

ⅱ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ｂ種優先株主にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

ⅲ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ｂ種優先株主にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	―	3,547,017	―	1,400,975	―	743,555

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区赤坂１丁目11番44号　赤坂インターシティ	1,940,000	54.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	213,923	6.04
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町１丁目１番３号	48,134	1.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号	43,040	1.21
東京都	東京都新宿区西新宿２丁目８番１号	42,676	1.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人　株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE １, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南２丁目15番１号　品川インターシティA棟)	40,926	1.15
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号	26,400	0.75
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人　株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南２丁目15番１号 品川インターシティA棟)	22,221	0.63
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内３丁目３番１号	20,181	0.57
BOFAS INC OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人　BofA証券株式会社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋１丁目４番１号　日本橋１丁目三井ビルディング)	20,040	0.57
計	―	2,417,544	68.22

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区赤坂１丁目11番44号　赤坂インターシティ	16,000,000	50.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	2,139,239	6.70
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町１丁目１番３号	481,343	1.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号	430,402	1.35
東京都	東京都新宿区西新宿２丁目８番１号	426,767	1.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	ONE CONGRESS STREET, SUITE １, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都港区港南２丁目15番１号 品川インターシティA棟）	409,266	1.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号	264,005	0.83
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南２丁目15番１号 品川インターシティA棟）	222,212	0.70
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内３丁目３番１号	201,810	0.63
BOFAS INC OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人　BofA証券株式会社）	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US （東京都中央区日本橋１丁目４番１号　日本橋１丁目三井ビルディング）	200,401	0.63
計	―	20,775,445	65.02

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	―	「１ (1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,405,500	―	「１ (1)②発行済株式」の記載を参照
	(相互保有株式) 普通株式 2,606,400		「１ (1)②発行済株式」の記載を参照
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,595,006,900	15,950,069	「１ (1)②発行済株式」の記載を参照
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「１ (1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 5,998,731	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	―	―
総株主の議決権	―	31,950,069	―

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京電力ホールディングス株式会社	東京都千代田区内幸町１丁目１番３号	3,405,500	―	3,405,500	0.10
株式会社関電工	東京都港区芝浦４丁目８番33号	2,369,800	―	2,369,800	0.07
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲５丁目６番36号	236,600	―	236,600	0.01
計	―	6,011,900	―	6,011,900	0.17

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)ある。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれている。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりである。

(1) 取締役の状況

①新任取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 指名委員会委員長 監査委員会委員	横尾　敬介	1951年11月26日	2007年４月　みずほ証券株式会社代表取締役社長 2011年６月　みずほ証券株式会社取締役会長 2012年６月　みずほ証券株式会社常任顧問(2018年３月まで) 2019年12月　株式会社産業革新投資機構代表取締役社長ＣＥＯ（現） 2026年６月　当社取締役会長（現）	(注) 2	普通株式 559	2026年６月25日
取締役 監査委員会委員 報酬委員会委員	本間　洋	1956年５月８日	2018年６月　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現株式会社ＮＴＴデータグループ）代表取締役社長 2024年６月　株式会社ＮＴＴデータグループ相談役（現） 2026年６月　当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 0	2026年６月25日
取締役	永澤　昌	1966年７月21日	1990年４月　当社入社 2016年４月　当社経営企画ユニット企画室次長兼グループ事業管理室兼系統広域連系推進室 2016年５月　東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役ガス事業プロジェクト推進室長 2017年６月　当社執行役員経営企画ユニット企画室長 2019年４月　当社常務執行役チーフ・スポークスパーソン 2021年４月　東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長 2022年４月　東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長海外事業担当 2022年６月　東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長 2025年６月　当社執行役副社長経営企画担当(共同)(現) 2025年６月　東京電力エナジーパートナー株式会社取締役(非常勤)(現) 2026年６月　当社取締役、執行役副社長経営企画担当（共同）（現）	(注) 2	普通株式 1,345	2026年６月25日

（注）１．取締役　横尾　敬介及び同　本間　洋は、社外取締役である。
２．2026年６月25日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

②退任取締役

役職名	氏名	退任年月日
取締役会長 指名委員会委員長 監査委員会委員	小林　喜光	2026年６月25日
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	大八木　成男	2026年６月25日
取締役	福田　俊彦	2026年６月25日

（注）１．取締役　小林　喜光及び同　大八木　成男は、社外取締役であった。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性23名　女性2名（役員のうち女性の比率8.0%）

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠し「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて作成している。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成している。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けている。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
固定資産	13,225,805	13,557,969
電気事業固定資産	5,888,849	6,209,560
水力発電設備	413,513	418,238
原子力発電設備	896,664	1,180,892
送電設備	1,476,438	1,456,394
変電設備	676,680	686,840
配電設備	2,245,836	2,266,134
その他の電気事業固定資産	179,717	201,060
その他の固定資産	405,792	414,133
固定資産仮勘定	2,295,095	2,064,871
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,788,867	1,568,163
原子力廃止関連仮勘定	86,994	77,270
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	419,233	419,437
核燃料	525,412	529,354
装荷核燃料	82,039	79,316
加工中等核燃料	443,372	450,038
投資その他の資産	4,110,656	4,340,049
長期投資	165,931	175,544
関係会社長期投資	2,000,875	2,166,427
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	513,265	468,748
廃炉等積立金	748,465	752,381
退職給付に係る資産	282,484	285,240
その他	401,406	493,353
貸倒引当金（貸方）	△1,774	△1,647
流動資産	2,349,796	2,009,517
現金及び預金	937,227	617,307
受取手形、売掛金及び契約資産	591,944	689,901
棚卸資産	※1 160,464	※1 161,459
その他	671,874	552,463
貸倒引当金（貸方）	△11,713	△11,615
合計	15,575,602	15,567,486

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債及び純資産の部		
固定負債	7,473,085	7,489,774
社債	3,321,000	3,341,000
長期借入金	※3 99,928	※3 103,305
未払廃炉拠出金	621,662	621,662
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	250,034	―
特定原子力施設炉心等除去引当金	180,976	427,499
災害損失引当金	1,249,823	1,254,458
原子力損害賠償引当金	520,447	509,857
退職給付に係る負債	251,642	242,502
資産除去債務	390,349	390,380
その他	587,220	599,108
流動負債	4,684,165	4,600,037
１年以内に期限到来の固定負債	264,793	334,910
短期借入金	※3 2,926,354	※3 2,976,491
支払手形及び買掛金	409,986	390,331
未払税金	99,611	51,013
その他	983,418	847,291
特別法上の引当金	―	166
渇水準備引当金	―	166
負債合計	12,157,251	12,089,978
株主資本	2,965,273	3,017,991
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	756,566	756,566
利益剰余金	815,922	868,647
自己株式	△8,190	△8,198
その他の包括利益累計額	424,371	431,857
その他有価証券評価差額金	22,236	21,381
繰延ヘッジ損益	52,917	58,145
土地再評価差額金	△2,305	△2,305
為替換算調整勘定	299,694	317,938
退職給付に係る調整累計額	51,828	36,696
非支配株主持分	28,706	27,659
純資産合計	3,418,351	3,477,507
合計	15,575,602	15,567,486

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
営業収益	3,150,274	3,271,310
電気事業営業収益	2,892,052	2,979,634
その他事業営業収益	258,221	291,675
営業費用	※1 2,933,219	※1 3,304,974
電気事業営業費用	2,693,313	3,029,486
その他事業営業費用	239,905	275,487
営業利益又は営業損失（△）	217,054	△33,664
営業外収益	117,975	199,856
受取配当金	574	589
受取利息	2,495	4,101
持分法による投資利益	108,400	173,225
その他	6,505	21,940
営業外費用	52,847	75,562
支払利息	45,280	59,289
その他	7,566	16,273
中間経常収益合計	3,268,249	3,471,166
中間経常費用合計	2,986,066	3,380,537
経常利益	282,183	90,629
渇水準備金引当又は取崩し	280	166
渇水準備金引当	280	166
特別損失	966,281	27,332
災害特別損失	904,151	―
原子力損害賠償費	62,130	27,332
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△684,379	63,130
法人税、住民税及び事業税	28,469	4,894
法人税等調整額	△207	5,357
法人税等合計	28,261	10,251
中間純利益又は中間純損失（△）	△712,640	52,879
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△243	154
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△712,397	52,724

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
中間純利益又は中間純損失（△）	△712,640	52,879
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,599	△1,392
繰延ヘッジ損益	△645	△2,754
為替換算調整勘定	△317	1,447
退職給付に係る調整額	△19,162	△14,495
持分法適用会社に対する持分相当額	△38,068	24,681
その他の包括利益合計	△53,595	7,486
中間包括利益	△766,236	60,365
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△765,992	60,210
非支配株主に係る中間包括利益	△243	154

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△684,379	63,130
減価償却費	191,642	214,470
固定資産除却損	11,187	10,195
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△7,233	△9,139
廃炉等積立金の増減額（△は増加）	14,962	△3,916
受取利息及び受取配当金	△3,069	△4,690
支払利息	45,280	59,289
持分法による投資損益（△は益）	△108,400	△173,225
原子力損害賠償費	62,130	27,332
売上債権の増減額（△は増加）	11,155	△97,954
仕入債務の増減額（△は減少）	△80,160	△19,662
その他	754,835	△91,883
小計	207,950	△26,054
利息及び配当金の受取額	33,088	42,441
利息の支払額	△44,276	△56,560
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	△17,249	△12,406
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	77,700	95,400
原子力損害賠償金の支払額	△71,983	△89,029
法人税等の支払額	△20,597	△40,093
営業活動によるキャッシュ・フロー	164,632	△86,304
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△435,860	△448,126
工事負担金等受入による収入	22,233	10,203
投融資による支出	△8,288	△9,688
投融資の回収による収入	2,903	7,252
その他	8,496	12,677
投資活動によるキャッシュ・フロー	△410,515	△427,680

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	149,585	209,358
社債の償還による支出	△240,000	△110,000
長期借入れによる収入	3,211	5,539
長期借入金の返済による支出	△9,389	△4,714
短期借入れによる収入	2,273,787	2,563,192
短期借入金の返済による支出	△2,267,275	△2,513,058
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	309,000	206,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△274,000	△181,000
その他	△4,465	18,402
財務活動によるキャッシュ・フロー	△59,547	193,721
現金及び現金同等物に係る換算差額	252	343
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△305,177	△319,919
現金及び現金同等物の期首残高	926,455	936,676
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 621,277	※ 616,756

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

持分法適用の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間より、ＫＫ６安全対策共同事業株式会社、ロゴス・エーパック・プラットフォーム・ソーラー社、リープス・エスジーピー・ホールド社、リープ・ソーラー・シンガポール・グリーンウィッチ社は、清算結了したことに伴い、持分法適用の範囲から除外している。

(追加情報)

１．福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失の見積り

(1) 災害損失引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当中間連結会計期間末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2011年12月21日）が策定され（2019年12月27日最終改訂）、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2026」（2026年３月26日改訂）を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の９第２項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。

通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

なお、福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない取組みであり、原子炉内の燃料デブリ取り出しに関する具体的な作業内容等の決定は、原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、廃炉中長期実行プランに係る費用及び海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額については、今後変動する可能性があるものの、当中間連結会計期間末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、具体的な作業等が計画されているものについては、契約等に基づく見積額を計上している。一方、具体的な作業等を検討中であるものについては、将来の処理に要すると見込まれる費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は固定負債のその他に含めて表示している。

(2) 特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の９第２項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。

(3) 廃炉等積立金

原賠機構法第55条の３第１項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。

なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。

２．福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償

(1) 原子力損害賠償引当金

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当中間連結会計期間末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当中間連結会計期間末における合理的な見積額を計上している。

② 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当中間連結会計期間末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当中間連結会計期間末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの）に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,507,100百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

(2) 原子力損害賠償費

賠償及び除染に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

(3) 原賠・廃炉等支援機構特別負担金

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第１項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

３．原子力廃止関連仮勘定の償却及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

(1) 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年７月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所１～４号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則の規定に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年８月19日に承認された。

また、2024年４月１日にＧＸ脱炭素電源法及びＧＸ脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

これに基づき、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額並びに原子力発電施設解体引当金の要引当額に相当する額からＧＸ脱炭素電源法改正省令施行日の前連結会計年度までに積み立てられた額を控除して得た金額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第８条の規定及びＧＸ脱炭素電源法改正省令附則第９条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

(2) 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の16の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年７月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の15の規定に基づき、2020年10月１日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

(中間連結貸借対照表関係)

1．棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
商品及び製品	21,820百万円	7,581百万円
仕掛品	22,853	36,597
原材料及び貯蔵品	115,790	117,280

2．偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
イ　以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃㈱	106,000百万円	106,000百万円
小安地熱㈱	347	476
送配電システムズ合同会社	4,578	12,503
ロ　関連会社であるグリーン・ボルト・オフショア・ウインドファーム社及びセノス・オフショア・ウインドファーム社の海底リース権に関するオプション契約又は独占交渉契約に係る保証債務	5,083	5,030
ハ　関連会社であるセノス・オフショア・ウインドファーム社によるノース・コネクト社の買収の繰延支払対価、条件付対価及び関連する諸費用に係る保証債務	2,467	2,018
ニ　関連会社であるグリーン・ボルト・オフショア・ウインドファーム社の地盤調査に関する委託契約に係る保証債務	845	―
ホ　関連会社であるみらいえのしま合同会社の海底ケーブル製造に関する請負契約等、及び特高受変電設備に関する部材購入・製作・輸送契約に係る保証債務	883	875
ヘ　東北電力㈱が行う省エネ機器のリース取引に関する顧客との契約上の債務に係る保証債務	50	135
ト　従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	50,372	45,547
計	170,629	172,586

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度(2026年３月31日)

多核種除去設備等処理水（ＡＬＰＳ処理水）の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当連結会計年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

多核種除去設備等処理水（ＡＬＰＳ処理水）の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当中間連結会計期間末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当中間連結会計期間末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

３．財務制限条項

前連結会計年度(2026年３月31日)

長期借入金(10,242百万円)及び短期借入金(2,037,274百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

長期借入金(10,242百万円)及び短期借入金(2,037,274百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(中間連結損益計算書関係)

１．営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用(相殺消去後3,029,486百万円、相殺消去額△35,841百万円(前中間連結会計期間は相殺消去後2,693,313百万円、相殺消去額△30,107百万円))に含まれる販売費及び一般管理費の金額(相殺消去前)は、197,715百万円(前中間連結会計期間178,569百万円)であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

※相殺消去額は、当社と各基幹事業会社との取引に係る相殺消去を除いた金額を記載している。

また、販売費及び一般管理費の金額(相殺消去前)は、当社と各基幹事業会社との取引を控除した金額を記載している。

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
給料手当	44,840百万円	46,927百万円
退職給与金	△10,578	△12,377
委託費	67,572	69,365

２．季節的変動

前中間連結会計期間(2025年４月１日から2025年９月30日まで)及び当中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)

電気事業については、夏季のピーク需要に対応する供給コストの上昇を反映した夏季料金（７月１日から９月30日まで）を設定しており、売上高に季節的変動がある。

３．当社グループは、当中間連結会計期間に係る市場価格のない有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用している。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
現金及び預金勘定	621,828百万円	617,307百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△551	△551
現金及び現金同等物	621,277	616,756

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間(2025年４月１日から2025年９月30日まで)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額(注１)	中間連結損益計算書計上額(注２)
	ホールディングス	フュエル&パワー	パワーグリッド	エナジーパートナー	リニューアブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	68,758	1,848	609,354	2,443,656	26,655	3,150,274	―	3,150,274
セグメント間の内部売上高又は振替高	266,365	―	538,983	89,561	86,983	981,893	△981,893	―
計	335,123	1,848	1,148,338	2,533,218	113,638	4,132,168	△981,893	3,150,274
収益の分解情報(注３)								
顧客との契約から生じる収益	335,123	1,848	1,148,198	2,486,908	113,638	4,085,717		
電気事業営業収益	237,510	1,848	1,105,843	2,328,857	111,472	3,785,533		
ガス供給事業営業収益	―	―	―	121,775	―	121,775		
その他事業営業収益	97,612	―	42,354	36,274	2,166	178,409		
顧客との契約以外の源泉から生じた収益	―	―	139	46,310	―	46,450		
計	335,123	1,848	1,148,338	2,533,218	113,638	4,132,168	△981,893	3,150,274
セグメント利益	142,310	72,724	93,921	107,897	43,340	460,194	△178,011	282,183

(注)　１．セグメント利益の調整額△178,011百万円には、セグメント間の受取配当金消去△176,018百万円等が含まれている。

２．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

３．「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金(以下、「当該補助金」という。)46,450百万円を「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」に区分表示している。内訳は、「パワーグリッド」が139百万円、「エナジーパートナー」が46,310百万円である。
なお、当該補助金以外の顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。

Ⅱ　当中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額(注１)	中間連結損益計算書計上額(注２)
	ホールディングス	フュエル&パワー	パワーグリッド	エナジーパートナー	リニューアブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	91,400	1,374	750,199	2,376,063	52,272	3,271,310	―	3,271,310
セグメント間の内部売上高又は振替高	334,240	―	522,497	86,980	103,412	1,047,130	△1,047,130	―
計	425,640	1,374	1,272,696	2,463,043	155,684	4,318,440	△1,047,130	3,271,310
収益の分解情報(注３)								
顧客との契約から生じる収益	425,640	1,374	1,272,518	2,397,578	155,684	4,252,797		
電気事業営業収益	318,481	1,374	1,221,812	2,225,393	153,121	3,920,183		
ガス供給事業営業収益	―	―	―	134,662	―	134,662		
その他事業営業収益	107,158	―	50,706	37,522	2,563	197,951		
顧客との契約以外の源泉から生じた収益	―	―	178	65,464	―	65,643		
計	425,640	1,374	1,272,696	2,463,043	155,684	4,318,440	△1,047,130	3,271,310
セグメント利益又は損失(△)	298,064	132,885	△24,591	△70,831	58,325	393,852	△303,223	90,629

(注) １．セグメント利益又は損失(△)の調整額△303,223百万円には、セグメント間の受取配当金消去△293,291百万円等が含まれている。

２．セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

３．「「強い経済」を実現する総合経済対策」及び「中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置」に基づき実施される「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金(以下、「当該補助金」という。)65,643百万円を「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」に区分表示している。内訳は、「パワーグリッド」が178百万円、「エナジーパートナー」が65,464百万円である。
なお、当該補助金以外の顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、中間連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりである。

(１株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失(△)	△444円67銭	32円90銭
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	―	10円68銭

(注) １．前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載していない。

２．１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)（百万円)	△712,397	52,724
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)（百万円)	△712,397	52,724
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,069	1,602,693

３．潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (2025年４月１日から 2025年９月30日まで)	当中間連結会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(百万円)	―	―
普通株式増加数(千株)	―	3,333,333
（うちＡ種優先株式(千株))	(―)	(1,066,666)
（うちＢ種優先株式(千株))	(―)	(2,266,666)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	Ａ種優先株式 （発行済株式数 1,600,000千株） Ｂ種優先株式 （発行済株式数　340,000千株） なお、これらの詳細については、「第３　提出会社の状況１　株式等の状況」に記載のとおりである。	―

本文中で用いた法令等の略称

本文中の表記	法令等の名称
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年８月10日 法律第94号)
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(平成23年８月５日)
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年８月30日 法律第110号)
電気事業会計規則	電気事業会計規則(昭和40年 通商産業省令第57号)
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年６月17日 法律第148号)
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年６月17日 法律第147号)
ＧＸ脱炭素電源法	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和５年 法律第44号)
ＧＸ脱炭素電源法改正省令	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和６年 経済産業省令第21号)
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年 通商産業省令第30号)
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年 経済産業省令第77号)
電事法施行規則	電気事業法施行規則(平成７年 通商産業省令第77号)

２ 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第１ 【保証会社情報】

１ 【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額(百万円)	2026年９月末日までの買入消却額(百万円)	2026年９月末現在の未償還額(百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
東京電力株式会社 第548回社債(一般担保付)	2008年 ９月29日	60,000	―	60,000	―
東京電力株式会社 第551回社債(一般担保付)	2008年 11月28日	50,000	―	50,000	―
東京電力株式会社 第553回社債(一般担保付)	2009年 ２月27日	50,000	―	50,000	―
東京電力株式会社 第560回社債(一般担保付)	2009年 12月10日	35,000	―	35,000	―
東京電力株式会社 第564回社債(一般担保付)	2010年 ５月28日	25,000	―	25,000	―
東京電力株式会社 第567回社債(一般担保付)	2010年 ７月29日	20,000	―	20,000	―

２ 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

当社が2010年９月８日以前に国内で募集により発行し、残存する上記１記載の一般担保付社債(以下「既存国内公募社債」)は、当社の子会社である東京電力パワーグリッド株式会社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

(既存国内公募社債の権利保護の仕組み)

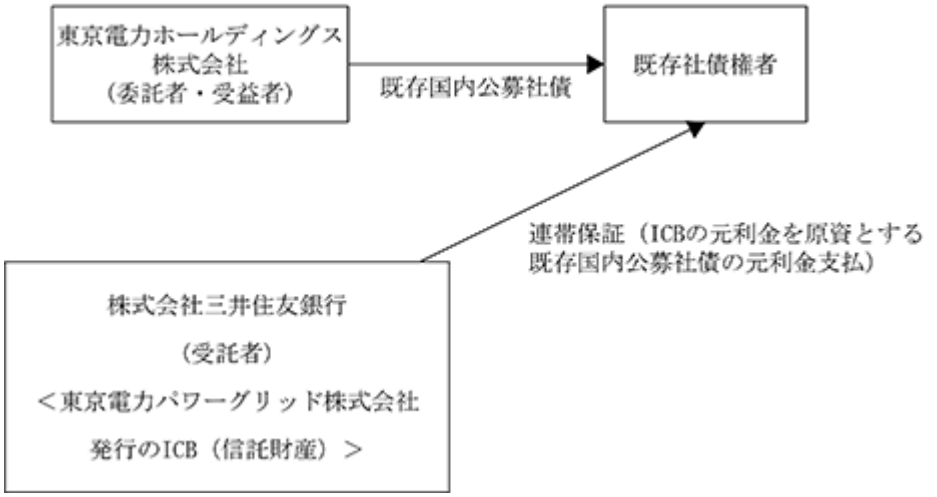
① 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、東京電力パワーグリッド株式会社が発行した、既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債(以下、「ＩＣＢ」(Inter Company Bond)という。)及び金銭を信託財産とする信託を設定した(以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ＩＣＢ信託契約」という。)。また、本件ＩＣＢ信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証している(以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という。)。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されているため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない(責任財産限定特約付)。

② 連帯保証後の既存国内公募社債の元利金支払は、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるＩＣＢの元利金支払がなされる限り受託者(連帯保証人)により行われる。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元利金支払を行う。

③ 東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には(これらの状況の発生の先後は問わない。)、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ＩＣＢを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する(当該交付と引換えに受託者(連帯保証人)の連帯保証債務は免除される。)。なお、当該社債権者はＩＣＢとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ＩＣＢ信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ＩＣＢ信託契約に従いその時点で保有しているＩＣＢを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記②及び本③のような取扱いがなされると考えているが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できない。

④ 上記②及び③以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件ＩＣＢ信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件ＩＣＢ信託契約に従いその時点で保有しているＩＣＢを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

［既存国内公募社債の権利保護の仕組み］



(1) 【保証会社が提出した書類】

受託者は責任財産が信託財産に限定された保証を行っているため、信託財産であるＩＣＢの発行者である東京電力パワーグリッド株式会社について開示する。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

ａ 有価証券報告書

事業年度 第11期(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)

2026年６月24日 関東財務局長に提出。

ｂ 半期報告書

事業年度 第12期中(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

2026年11月12日 関東財務局長に提出。

② 【臨時報告書】

該当事項なし。

③ 【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

３ 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第２ 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第３ 【指数等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　田　昌　泰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前　川　和　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　槻　昌　寛

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．「注記事項 中間連結貸借対照表関係 ２．偶発債務 （２）原子力損害の賠償に係る偶発債務 当中間連結会計期間」に記載されているとおり、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当中間連結会計期間末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当中間連結会計期間末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

２．「注記事項 追加情報 １．福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失の見積り」

に記載されているとおり、廃炉中長期実行プランに係る費用及び海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額については、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。
2．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていない。